

島 教 学 第 416 号
令 和 3 年 11 月 5 日

島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会委員長 様

島田市教育委員会
教育長 濱田和彦



諮 問 書

下記の事項につきまして、島田市小学校及び中学校通学区調査審議会条例第2条の規定に基づき、諮問します。

記

諮問内容

- 1 特別支援学級の増設に関する通学区域の設定について
(島田第五小学校、大津小学校に知的学級増設、六合東小学校に知的学級、自閉情緒学級の増設)

諮問趣旨

- 1 近年、特別支援学級に在籍する、または支援を必要とする児童の増加に伴い、島田第五小学校と大津小学校に知的学級を、六合東小学校に知的学級及び自閉情緒学級を増設したい。また、今まで在籍していた学校に引き続き在籍を希望する場合は、島田市教育委員会就学事務取扱要綱第9条第1項第1号を適用し、指定学校の変更を許可することとしたい。

以上の点について、貴審議会の意見を求めます。